

立川基地跡地昭島地区に関する都市計画原案説明会について

開催日時	会場	参加者数
平成 23 年 10 月 15 日(土) 10:00～	市役所	7 人
平成 23 年 10 月 18 日(火) 19:00～	富士見会館	32 人
平成 23 年 10 月 19 日(水) 19:00～	市民交流センター	8 人
平成 23 年 10 月 20 日(木) 19:00～	緑会館	9 人
合 計		56 人

【主な意見・質問】

(意 見)

- ・ このような計画に対し、縦覧等で意見が出ない印象である。市民自ら大きな計画にもっと関心を示してほしい。市の東の玄関口にふさわしいまちづくりをしていくべきである。
- ・ 基地跡地の一体的な整備に併せて、住居表示をしてはどうか。福島町が線路を隔てて存在するため、分かりづらい。
- ・ オオタカ保護のための立ち入り制限の区域に施設を造ること自体疑問を感じる。
- ・ 東中神駅前の開発内容が決まっていないということであれば、繁華街みたいにするさいものというよりも、ひっそりした潤いのあるまちを計画してもらいたい。
- ・ 緑の移植について、口頭では聞いたが、都市計画の中で明記してもらいたい。
⇒都市計画の文書には木の移植等については記載しないものということを理解して頂きたい。しかし、環境アセスの計画書の中に記載されており、事業後に評価も行われるため、そちらで確認できると考えている。
- ・ 保護対策検討委員会には不信感を持っている。委員がどのように検討を行っているかどうかについては、市にも把握しておいてほしい。
⇒対応できることについては対応していきたい。一方で、保護の関係上公にできない情報もある旨ご理解頂きたい。
- ・ 昭島の緑地は昭和記念公園と多摩川とゴルフ場しかない。基地跡地全域が開発され緑が失われると読みとれる。オオタカについても住む場所を失う形になると思う。市が水と緑のまちを標榜するのであれば、緑地として残してほしい。
⇒当該地区は、開発計画が幾度か出たが達成できず現在に至っており、緑地にしようとしてできたものではないが、現在は貴重な緑地であることは間違いない。そのため開発に際して極力緑を保全する形の計画としている。オオタカについては地権者である財務省が保護対策検討委員会を立ち上げて、共生を図るために保全策を検討している。
- ・ 生物多様性基本法第 3 条第 3 項の「事業の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、当該事業後に反映させる順応的な取り組み方法により対応することを旨として行わなければならない」、これはぜひやってほしい。
⇒市も国も当然そのつもりで進めている。保護対策検討委員会は、工事の進め方についても継続して検討し、東京都の環境アセスについても評価していくこととなっている。
- ・ 法務省施設に約 2,000 人の受刑者が集まり、出て行く。再犯率も一般的に 5 割と聞いているので、不安を感じている。

(質 問)

都 市 計 画 に つ い て

- ・ 北西部の個人等が所有する土地についても都市計画決定するということが、具体的に何が
変わるのか、土地所有者は今までどおりでいいのか。
⇒質問の場所は土地区画整理事業の対象となっていないため、特に何かしなければならない
ということはない。今まで市街化調整区域で建築が制限されていたが、市街化区域編入後は
一定条件下で有効活用が図られるようになる。ただし、都市計画税が課税されるため、その
点はご了承いただきたい。
- ・ 土地区画整理事業について、以前の説明で事業区域の広さは 34ha と聞いていた。本日の資料
では施行区域はそれより広いがどういうことか。
⇒土地区画整理事業の施行区域としては地区の全域を入れているが、34ha は土地区画整理事
業で土地を改変する区域ということで説明したものと思う。改変区域とは、土地区画整理事
業で土地を掘る・埋める等造成する区域のことで、それ以外の土地は立地予定者が造成する
こととなっている。
- ・ 基地跡地の開発について懇談会などの開催実績があるという説明だったが、どれくらいの市
民が参加されたか。
⇒延べ 43 回開催しており、約 1700 人の市民の方に参加頂いた。また、見学会についても府
中や八王子の刑務所にて 10 回ほど行い、約 300 人のご参加を頂いている。不安を解消してい
ただくために、懇談会や都市計画の説明会を開催して来ていることをご理解頂きたい。

そ の 他

- ・ 法務省施設の立地について、住宅地の中に立地する形になるが、昭島市長・議会は承認をし
たのか。
⇒法務省から申し出があった際、近隣住民の方からも不安であるという意見は多数頂いてい
る。市長としてもさまざまな意見や地区のみならず、昭島のまちづくりの総体を勘案して、
苦渋の決断により受け入れを表明した。議会の中にも立川基地跡地特別委員会があり、当土
地利用計画を理解頂いている。市は周辺環境と調和したものとなるよう都市計画の中でも制
限をかけ、コントロールしていきたいと考えている。当然法務省には万全の体制を取ること
を要望している。
- ・ 土地利用計画図に示されている内容が、具体的に何がいつ頃できるのか。
⇒現段階では、土地区画整理事業が平成 24 年度から 28 年度で行う予定になっており、都市
計画道路 3・2・3、3・2・11 号線についても土地区画整理事業に併せて整備していく予定で
ある。東中神駅東側のアンダーの道路も同様の時期に整備する予定となっている。
法務省が現在予定している敷地は富士見通りに面しており、土地区画整理事業を行わなくて
も建築が可能な敷地である。法務省としては都市計画決定がされたらできるだけ早く建築確
認を取りたいという意向とのことである。工事の時期については、オオタカ保護に配慮して
工事を行うため、保護対策検討委員会との調整になるとのことである。
- ・ 法務省施設予定地南側の国利用（財務省）の部分については、何が立地する予定なのか。
⇒財務省案では公務員宿舎が立地する予定だったが、事業仕分けを受け、検討していると聞
いている。

- ・ **複合利用 A 地区は、具体的にどういった開発を考えているのか。**
⇒都市計画ではこれからの検討の中で用途地域について考えていくところであり、具体的にどういったものを配置するという内容については決まっていない。このエリアについては、小さな敷地での利用ではなく、大きな利用形態での商業等の立地を図っていきたい。
- ・ **環境保全地区について、立ち入り禁止・制限と説明されていたが、計画では市民や来街者が憩える緑地とある。意味合いが違うのではないか。**
⇒環境保全地区としている区域の中で、立ち入り禁止の保護区域と、昭和記念公園との連続性に配慮した保全区域を設けているため、計画としての位置付けは表記のとおりとしている。この記載は、ここに立ち入るかどうかというより、一体として緑を確保していくという記載となっている。
- ・ **市境にまたがる公的利用（検討中）について、具体的な利用は未定ということか。**
⇒未定である。立川・昭島両市で調整の上、利用方針を検討していきたい。
- ・ **今回の開発にかかる関係者間での金額の負担割合は。また、昭島市の負担分はいくらか。**
⇒造成については土地区画整理事業で行うため、保留地の売却益で事業を行う。開発の何％を負担するというものではない。市としては、上下水道といったインフラ整備には費用がかかる。
- ・ **法務省施設に受刑者は何人程度入るのか。**
⇒医療刑務所：850 人、女子刑務所：1000 人、非行対策センター：90 人の計 1940 人。
- ・ **1000 人規模の女子刑務所が立地するという話はどうなっているのか。**
⇒環境保全地区の北側に法務省の立地を予定している。オオタカ保護の面では、保護対策検討委員会は人の出入りが制限できる施設なので良いのではないかと意見である。工事の時期については未定とのことである。
- ・ **地区内の緑は移植等できないのか。**
⇒市を含む関係する 6 者でも緑は残していきたいという考えを持っており、可能な限り移植していきたいと考えている。ただし、全てはできないことはご理解頂きたい。
- ・ **東中神駅北側が商業利用で開発されることは結構だが、賑やかになるとオオタカがいなくなるのではないか。**
⇒保護対策検討委員会の中で土地利用計画については検討しており、立ち入り禁止区域・立ち入り制限をかける区域・緩衝緑地などを設けることでオオタカは保護できるとの結果を受けている。従って、市としては駅周辺で賑わいを持っても、オオタカがいなくなるという理解はしていない。
- ・ **法務省施設予定地にオオタカがいた場合、工期に変更等はあるのか。**
⇒工事に際しては、保護対策検討委員会に確認をしながら進める中で、何かしらの判断があるものと理解している。
- ・ **東中神駅の橋上化についてはいつ頃できるのか。**
⇒JR と協議をしているが、整備時期についてはまだ決まっていない。決まり次第内容は公開していきたい。